



市の人事行政の運営等の状況をお知らせします

職員数・勤務条件等の状況(平成25年度分)

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員数(合計436人) (平成25年4月1日現在/単位:人)

区分	人数	区分	人数
常勤特別職等	3	選挙管理委員会事務局職員	2
市長事務局職員	370	監査委員事務局職員	2
教育委員会職員	53	農業委員会事務局職員	併任(4)
議会事務局職員	6		

※派遣職員(6人)と研修派遣受入職員(1人)は含まない。
 ※短時間勤務再任用職員数40人(職員数には含まない)

(2) 採用数および退職者数 (平成25年4月1日~平成26年3月31日/単位:人)

採用	退職			
	定年	勸奨	普通	その他
24	15	3	4	0

2 職員の競争試験および選考の状況

(1) 職員採用試験 (単位:人)

種別	試験実施日			試験区分	受験者			合格者		
	一次(筆記)	二次(集団討論)	三次(面接)		男	女	計	男	女	計
栄養士	25.4.14	25.4.26	25.4.26	中級	1	21	22	0	2	2
一般事務	25.9.22	25.10.31	25.11.18	上級	114	40	154	11	1	12
一般事務	25.9.22	25.10.31	25.11.18	初級	3	4	7	0	1	1
一般事務(有資格者)	25.10.19	25.11.21	25.11.21	上級	3	4	7	0	3	3
一般事務(有資格者)	25.11.10	25.11.21	25.11.21	上級	14	9	23	2	1	3
土木技術	26.1.5	26.1.21	26.2.7	上級	12	2	14	2	1	3
建築技術	26.1.5	26.1.21	26.2.7	上級	9	2	11	1	0	1
保育士	26.1.5	26.1.22	26.2.7	中級	5	23	28	1	4	5
建築技術	26.3.16	※	※	上級	7	0	7	※	※	※

※26.3.16一次試験実施の建築技術職の二次、三次試験は平成26年度実施。

(2) 昇任資格試験 (単位:人)

試験区分	試験実施日		受験者			合格者		
	一次(筆記)	二次(面接)	男	女	計	男	女	計
主任職(短期)資格試験	26.1.19	26.2.6	16	4	20	7	0	7
主任職(中期)選考	26.1.19	26.2.6	9	12	21	5	7	12
課長補佐職資格試験	-	26.1.23	8	2	10	7	2	9

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間、休憩・休憩時間の状況(平成25年4月1日現在)

1週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から1時間

(2) 休暇制度の状況(主なもの)

- 年次休暇: 1年を通じて20日
- 公民権の行使: 必要と認められる時間
- 生理休暇: 2日間以内
- 結婚休暇: 7日間以内
- 妊娠中の女性職員に対する通勤緩和措置: 1日につき1時間を超えない範囲内
- 産前、産後の休養: 出産の前後を通じて、16週間(多胎妊娠の場合にあっては、22週間)
- 育児時間: 1日1回または2回、90分以内(1回は最低30分)
- 忌引: 1日以内~10日以内
- 夏季休暇: 5日間
- 短期の介護休暇: 1年につき5日以内(要介護者が複数いる場合は、10日以内)
- ボランティア休暇: 1年につき、5日を超えない範囲内で必要と認められる期間

4 職員の分限および懲戒処分の状況

区分	分限処分				懲戒処分			
	免職	降任	休職	降級	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0	0	6	0	0	0	0	0

5 職員の服務の状況

(1) 地方公務員法第30条では、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しており、さらにこの根本基準を受けて、職員が遵守すべき事項を規定しています。
 国立市では、職員服務規程等を定めているほか、適宜、服務規律の確保などの通達等により、職員へ周知しています。

(2) 服務規律の確保に関する取り組みの例

懲戒処分等に関する指針	職員の非違行為について、標準的な懲戒処分または指導上の措置の量定を示すことにより、服務規律の確保について職員に徹底するとともに、懲戒処分を行った場合の公表基準についても示しています。
セクシュアル・ハラスメント防止対策	セクシュアル・ハラスメント防止等対策要綱を制定し、相談・苦情を受け付ける対応窓口を設置するなど勤務環境の整備を行うとともに、職員研修の実施など、日ごろから職員の注意を喚起しています。
職員倫理規程	職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような不正行為等の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保することを目的として、職員の倫理行動基準、禁止行為、報告義務等を規定しています。

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

- 市独自研修: 38回 延べ702人
- 京都市町村職員研修所第3ブロック(8市)合同研修: 4回 延べ12人
- 京都市町村職員研修所派遣研修: 延べ291人
- その他派遣研修: 延べ24人
- 通信教育講座修了者: 12人

(2) 勤務成績の評定の状況

人事評価制度の本格実施。(平成25年4月1日~平成26年3月31日の期間において、課長職・係長職を対象に実施)

7 職員の福祉および利益の保護の状況(主なもの)

(1) 健康診断の状況 (単位:人)

検診区分	受診人数	
定期健康診断(循環器を含む)	一次	743
	二次	13
消化器検診	一次	75
	二次	6
保育士定期健康診断	110	
VDT作業従事者検診	230	

(2) 公務災害の状況 (単位:件)

区分	申請件数	認定件数
公務災害	2	1
通勤災害	3	2

(3) 文化・スポーツ事業
 職員ソフトボール大会、写真展等を実施しています。

(4) 福利厚生総合提供事業

旅行費やエンターテインメント等の費用について一部助成しています。

8 公平委員会による報告

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申し立て	0

職員の給与状況

給料	条例の給料表に定める額
扶養手当	配偶者13,500円、その他の扶養親族6,600円(ともに月額・平成26年4月分)
地域手当	給料、扶養手当および管理職手当の合計額の15% 平均支給月額49,505円/人(平成26年4月分)
住居手当	世帯主で自ら居住するため住居を借り受けている職員に支給する手当 平成26年4月分(月額): 35歳以上7,500円 35歳未満10,500円
通勤手当	運賃相当額。ただし、2km以上の交通用具使用者は、距離に応じて定額支給
特殊勤務手当	昆虫等駆除作業手当、行旅病人等取扱手当、伝染病予防消毒作業手当、動物死体処理手当、滞納整理および処分手当等
時間外勤務手当	平均支給月額34,551円/人(平成25年度)
期末勤勉手当	ボーナスに相当する手当
退職手当	退職時に支給される手当
管理職手当	部長相当職 月額100,400円/人(平成26年4月分) 課長相当職 月額73,300円/人(平成26年4月分)

1 人件費の状況

(普通会計決算)(注)

区分	住民基本台帳人口(25年度末)	歳出額(A)(千円)	実質収支(千円)	人件費(B)(千円)	人件費率(B)/(A)	(参考) 24年度の人件費率
25年度	74,303人	25,650,085	396,902	4,788,517	18.7%	18.1%

(注)「普通会計」とは、個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっていることから、他団体との比較ができるように地方財政統計上用いられる会計区分です。

2 職員給与費の状況

(普通会計決算)

区分	職員数(A)	給与費				1人当り給与費(B)/(A)(千円)
		給料(千円)	職員手当(千円)	期末勤勉手当(千円)	計(B)(千円)	
25年度	403人	1,562,060	537,829	615,821	2,715,710	6,739

- ※1 職員手当には退職手当を含みません。
- ※2 職員数は平成25年4月1日現在の人数です。

3 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況 (平成26年4月1日現在)

職層名	一般行政職						
	人数(人)	平均年齢(歳)	平均給料月額(千円)	平均給与月額(千円)	年間給与額(千円)	期末・勤勉手当(千円)	年間給与額合計(千円)
部長級	11	54.7	451	639	7,668	2,455	10,123
課長級	36	49.2	418	587	7,044	2,175	9,219
課長補佐級	9	51.3	415	592	7,104	1,996	9,100
係長級	63	46.0	364	503	6,036	1,757	7,793
主任級	46	42.2	323	441	5,292	1,454	6,746
主事級	123	31.8	242	339	4,068	926	4,994
平均		40.2	317	441	5,292	1,440	6,732

※1 「平均給料月額」とは、各職種の職員基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

3 「期末・勤勉手当」は平成25年度実績です。

4 東京都教育職給料表適用の職員は除いています。

4 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区分		国立市	東京都	国
一般行政職	大学卒	181,200円	181,200円	181,200円
	高校卒	142,700円	142,700円	140,100円

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成26年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	282,250円	317,650円	336,600円
	高校卒	211,200円(注)	247,200円	255,600円

(注) この欄に該当する職員がいないため、経験年数に対応する給料表上の給料月額を表示しました。

6 期末勤勉手当の状況 (平成26年4月1日現在/単位:月分)

区分	国立市		東京都		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.125	0.675	1.225	0.675	1.225	0.675
12月期	1.225	0.675	1.375	0.675	1.375	0.675
3月期	0.25	—	—	—	—	—
計	3.95		3.95		3.95	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	有		有		有	

※期末勤勉手当は、基準日(6月1日、12月1日、3月1日)現在の給料、扶養手当、地域手当の合計額に支給率を乗じて算出します。

7 退職手当の状況 (平成26年4月1日現在/単位:月分)

区分	国立市		東京都		国	
	普通(注)	定年等(注)	普通	定年等	普通	定年等
勤続20年	23.75	26.83	23.50	26.00	21.62	27.025
勤続25年	31.83	35.50	31.50	34.50	30.82	36.57
勤続35年	46.58	49.73	45.00	48.50	43.70	52.44
最高限度	46.66	49.73	45.00	48.50	52.44	52.44
加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
25年度退職者の1人当り平均支給額	312万円	2,648万円	(注)「普通」とは自己都合等による退職をいい、「定年等」とは定年(原則60歳)、勲奨等による退職をいいます。			

※平成25年度は国、都、国立市とも手当の引き下げの経過措置を実施しており、最終的には普通退職と定年等退職の支給月数を統合し、本来の支給月数(国は平成26年7月以降49.59月分、都、国立市は平成27年4月以降45月分)まで引き下げます。

8 特別職の報酬等の状況 (平成26年4月1日現在)

区分		給料等月額	平成25年度年間支給総額(注2)	期末手当支給割合	
給料(注1)	市長	950,000円(807,500円)	13,517,550円	6月期	1.80月分
	副市長	815,000円(733,500円)	12,278,790円	12月期	1.90月分
報酬	議長	575,000円	9,625,500円	3月期	0.25月分
	副議長	515,000円	8,621,100円	計	3.95月分
	議員	490,000円	8,202,600円	6月期	1.80月分
				12月期	1.90月分
				3月期	0.25月分
				計	3.95月分

(注) 1 平成23年7月1日から平成27年4月30日までは、上記給料を、市長15%、副市長10%減額し、()内の金額となっています。

2 1年間その職に就いたと仮定した場合の金額となっています。また、市長、副市長は、減額後での総額となっています。

※期末手当に関して、加算措置(20%)があります。

9 一般行政職員の級別職員数等の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	課長	課長補佐	係長	主任	主事	
職員数	11人	36人	9人	63人	46人	123人	288人
構成比	3.8%	12.5%	3.1%	21.9%	16.0%	42.7%	100.0%

※1 給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

3 東京都教育職給料表適用の職員を除いています。